

## 第1

## 令和5年の国会の動き

## 1 国会の召集及び会期

- 令和5年には、第211回国会（常会）及び第212回国会（臨時会）が召集された。
- 第211回国会は、令和5年1月23日に召集され、会期は6月21日までの150日間であった。
- 第212回国会は、10月20日に召集され、会期は12月13日までの55日間であった。

## 2 国会の主な動き

## (1) 概況

## 【第211回国会（常会）】

第211回国会は、令和5年1月23日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われた後、前国会まで設置されていた「科学技術・イノベーション推進特別委員会」を除く、災害対策特別委員会等の8特別委員会が設置された。このうち、従前の「地方創生に関する特別委員会」は、「地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会」と、名称等を変更して設置された。休憩後、岸田内閣総理大臣の施政方針演説等、政府4演説が行われた。

この国会では、令和4年12月に安保三文書の改定が閣議決定されたことを受け、その内容や新たな防衛力整備計画の財源確保が焦点となったほか、原発の運転期間延長の在り方、外国人の出入国在留管理の見直し、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解増進などについて議論が交わされた。

この国会で成立した主要な法律案としては、内閣官房に感染症危機対応における司令塔機能を担う内閣感染症危機管理統括庁を設置するなどの措置を講じる「新型インフルエンザ等対策特措法等改正案」、出産育児一時金の支給費用の一部を後期高齢者医療制度から支援する仕組みの導入や、後期高齢者負担率の見直しなどを盛り込んだ「健康保険法等改正案」、原発の運転期間について、最長60年の現行枠組みを維持した上で、予見し難い事由による運転停止期間に限り、60年の運転期間のカウントから除外することなどを定める「電気事業法等改正案」のほか、防衛装備品等の安定的製造等の確保及び装備移転を適切に促進するための措置や、契約の秘密保全措置などを講じる「防衛装備品等開発生産基盤強化法案」、防衛力の抜本的強化や維持に必要な財源を確保するため、防衛力強化税外収入を財源とする防衛力強化資金の創設等を定める「防衛力強化財源確保特措法案」、外国人の退去強制手続における収容に代わる監理措置の創設や、難民認定手続中の送還停止効に例外を設けて、一定の場合には送還を可能とする「出入国管理及び難民認定法等改正案」などがある。

このほか、エネルギー・食料品等の物価高騰対策、賃上げへの取組、日銀の金融政策、子ども・子育て政策とその財源の在り方、全世代型社会保障の構築と高齢者医療制度の見直し、GX（グリーン・トランスフォーメーション）やDX（デジタルトランスフォーメーション）推進への取組、G7広島サミットの評価とゼレンスキー・ウクライナ大統領参加の意義、今後の核軍縮に向けた取組、北朝鮮による弾道ミサイル発射への対応など広範な議論が行われた。

また、令和2年2月に感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」と位置付け対応してきた新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、5月8日から感染症法上の位置付けが変更され、季節性インフルエンザなどと同様の5類感染症となったことから、各種対策の見直しや今後の対応等についても議論が行われた。



第211回国会開会式

### 施政方針演説及び代表質問

1月23日、衆参両院の本会議において、岸田内閣総理大臣の施政方針演説、林外務大臣の外交演説、鈴木財務大臣の財政演説及び後藤経済財政政策担当大臣の経済演説の政府4演説が行われた。

#### 【政府4演説の全文及び質疑の要旨については、第2-1（29ページ）参照】

岸田内閣総理大臣は、冒頭、政治とは、慎重な議論と検討の積み重ねの上に決断し、その決断について国民の代表が議論して、最終的に実行に移す営みであるとし、自身も政府の方針や予算、法律案について、国会の場において、国民の前で正々堂々議論を行い、実行に移していくとの決意を示した。

また、近代日本にとって、大きな時代の転換点は、明治維新とその77年後の大戦の終戦の2回あったが、奇しくもそれから77年経った現在、再び歴史の分岐点に立っていると認識を示し、ロシアによるウクライナ侵略と国連安保理の機能不全などの国際平和秩序の弱体化や、気候変動問題、感染症対策、格差問題など広義の持続可能性の問題、不安定で脆弱なサプライチェーン、世界規模でのエネルギー・食料危機などグローバル化の変質・変容、こうした現実を前に、強い覚悟と時代を見通すビジョンをもって、新たな時代にふさわしい、社会、経済、国際秩序を創り上げていかねばならないと述べた。

さらに、令和5年5月のG7広島サミットの成功を期し、議長国として、強い責任感を持って、今年1年、世界を先導していくとの決意を示すとともに、次の世代に日本を着実に引き継いでいく

ために、力を合わせ、共に新時代の国づくり、安定した国際秩序づくりを進めていこうと呼びかけた。

防衛力の抜本的強化については、令和4年に新たな国家安全保障戦略などを策定し、厳しく複雑な安全保障環境に対峙していく中で、十分な守りを再構築していくための防衛力の抜本的強化を具体化したと述べた。そして、今後5年間で43兆円の防衛予算を確保し、反撃能力の保有、南西地域の防衛体制の抜本強化、サイバー・宇宙など新領域への対応、装備の維持や弾薬の充実、海上保安庁と自衛隊の連携強化、防衛産業の基盤強化や装備移転の支援、研究開発成果の安全保障分野での積極的活用などを進めていくとした。

また、こうした取組の将来にわたる維持・強化のため、令和9年度以降、裏付けとなる毎年度4兆円の新たな安定財源が追加的に必要となるとし、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入の確保などの行財政改革の努力を最大限行った上で、足りない約4分の1については、将来世代に先送りすることなく、令和9年度に向けて、今を生きる我々の責任として対応していくと述べた。

新しい資本主義については、官民が連携し、社会課題を成長のエンジンへと転換して、社会課題の解決と経済成長を同時に実現するとともに、持続可能で、包摂的な経済社会を創り上げていくとし、日本を本格的な経済回復と新たな経済成長の軌道に乗せていこうと呼びかけた。

構造的な賃上げについては、物価上昇を超える賃上げが必要であり、公的セクターや政府調達参加企業の賃金を引き上げ、中小企業の賃上げ実現に向け、生産性向上、下請け取引の適正化等の対策も一層強化するとした。また、非正規雇用の正規化に加え、リスクリングによる能力向上支援、日本型の職務給の確立、成長分野への労働移動という三位一体の労働市場改革を加速するとした。さらに、年功賃金から日本型職務給への移行が急務であるとし、令和5年6月までに、日本企業に合った職務給の導入方法を類型化し、モデルを示すとの方針を明らかにした。

投資と改革の具体的な取組としては、GX、DX、イノベーション、スタートアップ、資産所得倍増プランの5点を取り上げ、GXについては、官民で、10年間、150兆円超の投資を引き出す「成長志向型カーボンプライミング」により、国による20兆円規模の先行投資の枠組みを新設し、脱炭素技術の研究開発などを支援するとし、関連法案を今国会に提出すると述べた。エネルギーの安定供給については、北海道一本州間の送電線整備など再エネ最大限導入に向けた取組に加え、廃炉となる原発の次世代革新炉への建替えや、原発の運転期間の一定期間の延長を進めるとともに、国が前面に立って、最終処分事業を進めていくとした。

DXについては、本人確認が必要な公的・民間サービスを簡単・便利に利用できる社会を創るため、マイナンバーカードについて官民で取り組んでいくとし、また、アナログ規制の一括見直しも2年間で一気に進め、4万件の法令を点検し、関連法案を今国会に提出すると述べた。

イノベーションについては、半導体、量子、AI、次世代通信技術、バイオ、宇宙、海洋など、戦略分野への研究開発投資を支援し、イノベーションを阻む規制改革に取り組むとともに、理工系の学部再編や若手研究者支援を進め、教職員の処遇見直しを通じた質の向上、教育の国際化、グローバル人材の育成に向けて、日本人学生の海外派遣拡大や、有望な留学生の受入れを進めると述べた。2025年の大阪・関西万博では、空飛ぶ車など、イノベティブで活力ある日本の姿を世界に向けて発信していきたいとの意欲を示した。

スタートアップの育成については、5年でスタートアップへの投資額10倍増を目指し、卓越した才能を発掘・育成するプログラムの拡充や、研究開発ベンチャーへの資金供給の強化、欧米のトップクラス大学の誘致によるグローバルスタートアップキャンパス構想の実現、税制による大企業とスタートアップの協業によるオープンイノベーション支援などに取り組むとした。また、新たな信用保証制度を創設するとともに、高度人材の受入制度を創設するなど、外国人材が活躍できる環境整備も行うとした。



資産所得倍増プランでは、NISAの抜本的拡充や恒久化を実現し、5年間でNISAの総口座数と買付額を倍増させるとの方針を明らかにするとともに、国家戦略として資産形成の支援に取り組み、長期的には、資産運用収入そのものの倍増も見据えて対応していくと述べた。

子ども・子育て政策については、令和5年4月に発足するこども家庭庁の下で、子ども・子育て政策を体系的に取りまとめつつ、6月の骨太方針までに、将来的な子ども・子育て予算倍増に向けた大枠を提示するとの方針を示し、各種の社会保険との関係、国と地方の役割、高等教育の支援の在り方など、社会全体でどのように安定的に支えていくかを考えていくとした。あわせて、若者世代の負担増の抑制、勤労者皆保険など社会保障制度を支える人を増やし、能力に応じて皆が支え合う、持続的な社会保障制度の構築に取り組む決意を表明した。

包摂的な経済社会づくりでは、全ての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会を創るため、「女性」「若者」「地方」の力を引き出していく政策に力を入れると述べた。

女性の就労については、女性が非正規雇用化する、いわゆるL字カーブの解消、男女間の賃金格差の是正、女性登用の一層の拡大を進めるとし、いわゆる103万円の壁や、130万円の壁といった制度の見直し、男女共に育児休業を取得しやすい制度の導入などの諸課題に対応するとともに、DV防止法の改正にも取り組むとした。また、若者及び若い世帯の所得向上の実現を目指すほか、孤独・孤立対策では、基本となる法案を今国会に提出し、孤独や孤立に寄り添える社会を目指すとして述べた。

地方の基幹産業の活性化では、観光産業について、全国旅行支援による需要喚起に加え、高付加価値化の推進、国立公園などの活用による観光地の魅力向上に取り組み、外国人旅行者の国内需要5兆円、国内旅行需要20兆円という目標の早期達成を目指すとした。また、農林水産業については、肥料・飼料・主要穀物の国産化推進など食料安全保障の強化を図るとともに、農林水産品の輸出については、2025年2兆円目標の前倒し達成を目指して、輸出拡大支援を進めるとした。

高速道路網では、老朽化対策と4車線化などの進化・改良のための制度整備を行い、地域公共交通のリデザインに向け、国の支援を拡充するほか、地方への企業立地支援や海外からの人材・資金の呼び込み、官民連携によるスタジアム、アリーナ、文教施設の整備、地方議会活性化のための法改正にも取り組むと述べた。

デジタル田園都市国家構想では、光ファイバー、5G等のデジタルインフラ整備を進めつつ、スマート農業、ドローンによる配送、遠隔見守りサービスなどを組み合わせたプロジェクトを中山間地域150か所で実現し、2025年を目途に、全都道府県で自動運転の社会実験の実施を目指すとして述べた。

災害対応・復興支援では、関東大震災から100年の節目を迎え、新たな国土強靱化<sup>じん</sup>基本計画を策定する方針を明らかにした。大雪や鳥インフルエンザなどへの対応、台風等の予報高度化、熱中症対策の強化、知床遊覧船事故を受けた旅客船の安全性確保のための法案の提出など、災害や事故への対応力を強化するとした。また、福島復興についても、住民の帰還実現、文化芸術を通じた街づくり、廃炉・ALPS処理水対策や福島国際研究教育機構の整備など、政府一丸となり、責任を持って取り組むとの決意を示した。

新型コロナについては、感染症法上の5類感染症とする方向で議論を進め、これに伴う医療体制、公費支援などの政策措置の対応について段階的移行の検討・調整を行い、マスク着用についても考え方を整理していくとした。また、今後の感染症危機に適切に対応するため、内閣感染症危機管理統括庁や、いわゆる日本版CDC設置に関する法案を今国会に提出するとした。

外交・安全保障では、力による一方的な現状変更の試みは許されないとの原則を擁護する、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を堅持すると強い意志を広島サミットの機会に改めて世界に発信するとともに、G7が結束し、グローバル・サウスへの関与を強化し、エネルギー・食料危機や下振れリスクに直面する世界経済について一致結束した対応を行い、対露制裁、対ウクライナ支援を引き続き強力に推し進めるとした。また、「核兵器のない世界」に向け、現実的かつ実践的な

取組を進めるほか、地域情勢、経済安全保障、人権、気候変動、保健、開発などの諸課題への対応について、我が国が主導的役割を果たすとともに、安保理改革を含む国連の機能強化にも取り組むとの決意を表明した。

二国間関係では、日米関係は、我が国外交の基軸であるとし、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するとともに、経済版「2+2」を含む様々なチャンネルを通じ、サプライチェーンの強靱化や半導体に関する協力など、経済安全保障分野における連携に取り組むほか、基地負担軽減や普天間飛行場の一日も早い全面返還を目指し、辺野古への移設工事を進めるとした。

また、日米豪印等を活用し、アジア、欧州、大洋州をはじめパートナー国との連携を深め、「自由で開かれたインド太平洋」推進のための協力を一層強化し、G7の成果をインドが議長国を務めるG20に引き継ぎ、ASEANとの特別首脳会議に繋げ、アジアから発信するとともに、CPTPPの実施と拡大や、IPEF、DFFT等の取組において具体的な成果を目指すとした。

中国に対しては、東シナ海、南シナ海における力による一方的な現状変更の試みを含めて、責任ある行動を強く求めるとし、首脳間の対話を重ね、「建設的かつ安定的な関係」を日中双方の努力で構築していくと述べた。韓国とは、国交正常化以来の友好協力関係に基づき、健全な関係に戻し、更に発展させるとした。日露関係は、ウクライナ侵略により厳しい状況にあるが、領土問題を解決し、平和条約を締結する方針を堅持するとした。北朝鮮については、弾道ミサイル発射は断じて容認できず、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルの諸懸案を包括的に解決し、日朝国交正常化の実現を目指すとし、また、拉致問題について、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、条件を付けずに金正恩委員長と直接向き合う決意であると述べた。

憲法改正については、この国会において、より一層議論を深めることを期待すると述べた。

旧統一教会の問題については、被害者の実効的な救済と再発防止に向け、令和4年の臨時国会で成立した新法等の着実な運用、実態把握と相談体制の充実に努めるとした。

最後に、国民が輝ける、未来に希望の持てる日本を創っていききたいと抱負を述べ、自身に課せられた歴史的使命を果たすため、全身全霊を尽くすとの決意を表明するとともに、国民の理解と協力を得て、共に一歩一歩、前に進んでいこうと呼びかけた。

これに対する代表質問は、1月25日及び26日に行われ、防衛力の抜本的強化と財源確保の方策、国家安全保障戦略の位置付け、反撃能力と敵基地攻撃との関係などが議論されたほか、ロシアのウクライナ侵略への対応、G7広島サミットへの取組などについて議論が交わされた。また、子ども・子育て支援について、予算倍増と財源確保、児童手当の所得制限などが論点となったほか、金融政策と日銀総裁人事、物価高対策、GXへの投資拡大、原発の再稼働及び運転期間の延長、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けと今後の医療体制及び公費支援の在り方、中小企業の賃上げ支援策や人への投資、拉致問題、憲法改正、防災・減災、国土強靱化に向けた取組など、幅広い議論が展開された。前年焦点となった旧統一教会問題については、実態解明と被害救済、再発防止策等について質問がなされた。

参議院においては、同月26日及び27日に代表質問が行われた。

## 令和5年度予算審議

令和5年度予算は、令和4年度第2次補正予算と一体的に編成され、日本が直面する内外の重要課題の解決に道筋をつけ、未来を切り拓くための予算であるとされた。

具体的には、新たに策定された国家安全保障戦略等の下での防衛力の抜本的な強化や、その裏付けとなる財源の確保、令和5年4月に新たに設置されるこども家庭庁を司令塔とした、子ども・子育て支援の強化、GXの実現に向けた成長志向型カーボンプライシングによる民間投資を支援する仕組みの創設、デジタル田園都市国家構想の下での地方公共団体のデジタル実装の加速化や地方創

生に資する取組への支援などの施策が盛り込まれた。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や物価高騰、世界的な景気後退懸念など、予期せぬ状況変化への備えとして、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費として4兆円、ウクライナ情勢経済緊急対応予備費に1兆円が計上された。一般会計総額は、114兆3,812億円となり、初めて110兆円を超えて過去最大となった。

令和5年度予算は、1月27日の予算委員会で趣旨説明の聴取が行われ、集中審議、公聴会、分科会などを含めた同委員会での審査を経て、2月28日の本会議において、記名投票の結果、可決され、3月28日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、第3-14予算委員会（223ページ）参照】**

### 主な議案の審議

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の初期段階から政府の対策本部が迅速かつ的確な措置を講ずるための仕組み等を整備するとともに、内閣官房に感染症危機対応における司令塔機能を担う内閣感染症危機管理統括庁を設置する「新型インフルエンザ等対策特措法等改正案」が2月7日、内閣から提出された。同法律案は、内閣委員会の審査を経て、3月30日の本会議で可決され、4月21日の参議院本会議で可決、成立した。**【詳細は、第1-2(2)新型コロナウイルス感染症対策関係（16ページ）参照】**

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金の支給費用の一部を後期高齢者医療制度から支援する仕組みの導入や、同医療制度における賦課限度額や所得割率の引上げを含む後期高齢者負担率の見直し、医療保険制度の基盤強化等を盛り込んだ「健康保険法等改正案」が2月10日、内閣から提出された。同法律案は、厚生労働委員会の審査を経て、4月13日の本会議で可決され、5月12日の参議院本会議で可決、成立した。**【詳細は、第1-2(3)医療保険関係（18ページ）参照】**

我が国における脱炭素社会の実現に向けて、電気の安定供給の確保等の観点から、発電用原子炉の運転期間を定め、長期間運転する発電用原子炉施設に関する技術的な評価の実施及び管理計画の作成を義務付けるほか、最長60年という現行の枠組を維持した上で、予見し難い事由による運転停止期間に限り除外することや、廃炉の推進、再生可能エネルギーの導入拡大支援などについて定める「電気事業法等改正案」が2月28日、内閣から提出された。同法律案は、経済産業委員会の審査を経て、4月27日の本会議で修正議決され、5月31日の参議院本会議で可決、成立した。**【詳細は、第1-2(4)エネルギー関係（20ページ）参照】**

我が国を含む国際社会の安全保障環境の複雑化及び装備品等の高度化に伴い、装備品等の適確な調達を行うためには、装備品製造等事業者の開発及び生産のための基盤を強化することが一層重要となっていることに鑑み、装備品製造等事業者による特定取組、装備移転仕様等調整等を促進するための措置、装備品等契約における秘密保全措置、指定装備品製造施設等の取得及び管理の委託等について定める「防衛装備品等開発生産基盤強化法案」が2月10日、内閣から提出された。同法律案は、安全保障委員会の審査を経て、5月9日の本会議で可決され、6月7日の参議院本会議で可決、成立した。**【詳細は、第1-2(5)安全保障関係－防衛産業の基盤強化関係－（22ページ）参照】**

令和5年度以降における我が国の防衛力の抜本的な強化等に要する費用の財源に充てるため、外国為替資金特別会計等からの繰入金、独立行政法人国立病院機構等の国庫納付金及び国有財産の処分等による税外収入を確保するとともに、これらを活用した防衛力強化資金を設置する「防衛力強化財源確保特措法案」が2月3日、内閣から提出された。同法律案は、財務金融委員会の審査を経て、5月23日の本会議で可決され、6月16日の参議院本会議で可決、成立した。**【詳細は、第1-2(6)安全保障関係－防衛財源の確保関係－（24ページ）参照】**

退去強制手続における送還・収容の現状に鑑み、退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとする



るため、在留特別許可の申請手続の創設、収容に代わる監理措置の創設、難民認定手続中の送還停止に関する規定の見直し、本邦からの退去を命ずる命令制度の創設等の措置を講ずるほか、難民に準じて保護すべき者に関する規定の整備その他所要の措置を講じる「出入国管理及び難民認定法等改正案」が3月7日、内閣から提出された。同法律案は、法務委員会の審査を経て、5月9日の本会議で修正議決され、6月9日の参議院本会議で可決、成立した。**【詳細は、第1-2(7)出入国在留管理関係(26ページ)参照】**

継続審査となった主な議案については、国民の金融リテラシー向上等に向けた金融経済教育推進機構の創設や、企業開示に関し法令上の四半期報告書制度の廃止等を行う「金融商品取引法等改正案」や、特別法人出資証券のデジタル化、スタートアップ企業等の上場日程の期間短縮を図るための振替制度の見直し等を行う「社債、株式等振替法等改正案」が、本院を通過し参議院で継続審査となった。

決議案については、「財務金融委員長塚田一郎君解任決議案」が5月10日に提出され、同月12日の本会議において否決、「財務大臣鈴木俊一君不信任決議案」が5月16日に提出され、同月18日の本会議において否決、「岸田内閣不信任決議案」が6月16日に提出され、同日の本会議において否決された。

## その他

1月27日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の5類感染症に位置付ける方針を決定した。なお、この位置付けの変更に伴い、衆議院においても、新型コロナウイルス感染症対策に関する議院運営委員会理事会の申合せが廃止された。

3月8日、NHK党は党の名称を「政治家女子48党」に変更し、大津綾香氏が代表に就任した。

3月15日の参議院本会議において、「議員ガーシー君懲罰事犯の件」について、同君を除名とすることが議決された。

3月24日の本会議において、岸田内閣総理大臣から、インド共和国、ウクライナ、ポーランド共和国訪問に関する報告について発言があり、同報告に対する質疑が行われ、岸田総理とゼレンスキー・ウクライナ大統領との首脳会談の成果等について議論された。

4月4日の本会議において、岸田内閣総理大臣から、「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に関する報告について発言があり、同報告に対する質疑が行われた。

5月15日、情報監視審査会は、行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査のため、委員を内閣衛星情報センターに派遣した。

5月19日から21日の3日間、岸田内閣総理大臣が主催国議長を務めるG7広島サミットが開催された。G7や招待国の首脳のほか、ゼレンスキー・ウクライナ大統領が出席した。

6月1日、参議院において「法務委員長杉久武君解任決議案」が提出され、翌2日の参議院本会議において否決された。

6月6日、参議院において「法務大臣齋藤健君問責決議案」が提出され、翌7日の参議院本会議において否決された。

6月14日、財務金融委員会は、防衛力強化に係る財源確保について意見聴取のため、福島県に委員派遣を行った。

6月19日、三ツ林厚生労働委員長から議長に対し、衆議院及び参議院が共同して取りまとめた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第21条に基づく調査報告書」が提出された。

**会期末**

会期終了日の6月21日、本会議において、請願採択及び閉会中審査の手続が行われ、第211回国会は閉会した。

**成立した主な議案**

今国会において成立した法律案は、内閣提出法律案が59件、議員提出法律案が13件であった。前記（主な議案の審議）以外の主なものとしては、次のとおりである。

**内閣提出法律案**

所得税法等改正案	NISA制度の抜本的拡充及び恒久化、スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設、グローバル・ミニマム課税の導入、相続時精算課税制度等の見直し等を行うもの
地方税法等改正案	自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し、固定資産税等に係る質問検査権の対象の明確化、航空機燃料譲与税の特例措置の見直し等を行うもの
地域公共交通活性化法等改正案	ローカル鉄道再構築のため、自治体や鉄道事業者の要請により、国が再構築協議会を組織し、再構築方針を策定する制度や、地域における鉄道・タクシーの協議運賃制度の創設等を行うもの
特定受託事業者取引適正化法案	特定受託事業者（フリーランス）に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずるもの
脱炭素経済構造移行推進法案	GXの実現に向けて、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定、GX経済移行債の発行、成長志向型カーボンプライシングの導入等の措置を講ずるもの
道路整備特措法等改正案	高速道路更新事業等の財源確保のため、料金徴収期限を最長で2115年9月30日まで延長できることとするほか、サービスエリア等の駐車場整備に対する新たな財政支援等を行うもの
個人番号利用法等改正案	個人番号等の利用に係る行政事務の範囲の拡大や、健康保険証を廃止して、マイナンバーカードと健康保険証の一体化等の措置を講ずるもの
刑法及び刑事訴訟法改正案	強制性交等罪及び準強制性交等罪を統合した上で要件を整理し、不同意性交等罪とするほか、性交同意年齢を現行の13歳未満から16歳未満に引き上げる等の措置を講ずるもの

**議員提出法律案**

国土強靱化基本法改正案（災害対策特別委員長提出）（衆議院）	国土強靱化に関する施策を計画的かつ着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画の策定、国土強靱化推進会議の設置等について定めるもの
認知症基本法案（厚生労働委員長提出）（衆議院）	認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策の基本理念、国等の責務、認知症施策の推進に関する計画の策定等について定めるもの
性的指向及び性同一性の多様性理解増進法案（衆議院）（新藤義孝君外5名提出）	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進のための施策の推進について、基本理念、国及び地方公共団体の役割等を定めるもの
国会議員歳費法改正案（議院運営委員長提出）（衆議院）	議会雑費の支給の対象から、各議院の常任委員長及び特別委員長等を除外するもの

今国会で承認された条約は、日本とオーストラリアのうち一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等について定める「日・豪部隊間協力円滑化協定」など11件であった。



## 第211回国会閉会后

7月5日、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会において、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成の総合的な対策に関する件（マイナンバー制度等）について、質疑が行われた。

8月8日、災害対策特別委員会において、令和5年梅雨前線による大雨に係る被害状況等調査のため同月2日に行われた委員派遣（派遣地：福岡県、佐賀県）について、派遣委員から報告が行われ、政府から同大雨に係る被害状況等について説明を聴取した後、質疑が行われた。

9月2日、国民民主党臨時党大会が行われ、玉木雄一郎代表が再選された。

同月7日から10日まで、細田衆議院議長が主催する第21回G7下院議長会議が日本（東京）で開かれた。（日本開催は、第7回会議（平成20年）、第14回会議（平成28年）に引き続き3回目、細田議長の代理で海江田副議長が出席）。【詳細は、第9-1第21回G7下院議長会議（343ページ）参照】

同月8日、経済産業委員会農林水産委員会連合審査会において、東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分について、質疑が行われた。

同月13日、岸田内閣総理大臣は内閣改造を行い、第2次岸田第2次改造内閣が発足した。

## 【第212回国会（臨時会）】

第212回国会は、令和5年10月20日に召集された。

召集日には、本会議において、前日に議長辞任願を提出した細田博之君の議長辞任を全会一致で許可し、その後議長選挙が行われ、額賀福志郎君が、459票と投票総数の過半数以上の票を獲得し、議長に当選した。

次いで、議席の指定が行われ、会期が12月13日までの55日間と議決された後、内閣委員長外12常任委員長の辞任が許可され、既に国土交通委員長が欠員となっていることに伴い、内閣委員長外13常任委員長の選挙が行われ、引き続き、災害対策特別委員会等8特別委員会が設置された。

同月23日には、本会議において、岸田内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。

この国会では、所信表明演説及びこれに対する代表質問に加え、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を実施するための令和5年度補正予算や法律案等の審議が行われ、所得税減税や国民への還元の具体策、物価高騰への対応等の経済対策、トリガー条項の凍結解除、我が国の安全保障環境と防衛力強化、少子化対策の財源、給食費無償化や高等教育の無償化、ALPS処理水関係の風評払拭と福島復興、旧統一教会による被害者の救済、大阪・関西万博への取組・費用、憲法改正、政治資金パーティーをめぐる諸問題、閣僚の給与引上げの是非、ライドシェアの導入などが議論された。

## 所信表明演説及び代表質問

10月23日、衆参両院の本会議において、岸田内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。【所信表明演説の全文及び質疑の要旨については、第2-2（62ページ）参照】

岸田内閣総理大臣は、冒頭、変化の流れを絶対に逃がさない、掴み取るとし、これまで時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、結果を示してきたとして、今後も物価高をはじめ国民が直面する課題に、先送りせず、必ず答えを出すとの不撓不屈<sup>ふとうふくつ</sup>の覚悟をもって取り組んでいく決意を表明した。

そして、最初に掴まなければならない変化の流れは経済であるとし、30年来続いてきたコストカット経済からの変化が起こりつつあり、持続的で構造的な賃上げを実現するとともに、官民連携による投資を積極化させていくと述べた上、何よりも経済に重点を置くとした。

変化の流れは、社会にも起きていますし、人口減少、とりわけ生産年齢人口の減少が進む一方で、デジタル化等によって、それを補って余りある生産性の向上を図る余地が増えており、少子化対策とあわせてデジタル化を徹底的に進めるとした。外交、安全保障においても、分断と協調が複雑に絡み合う新たな時代に入り、これまで以上に結束が求められる国際社会において、柔軟に対応しつつ、自らの防衛力を強化し、米国やその他同志国、グローバルサウスの国々との連携を密にしていくと述べた。

そして、日本は、国の内外で起こった大きな時代の変化の流れを掴み取り、歴史に残る大きな社会変革を実現してきたと述べた上、我々は再び歴史的な転換点に立っており、100年後に振り返って、この国会が変革への大きなうねりを生み出した、そのように後世から評価されるよう、共に挑戦しようと呼び掛けた。

経済については、日本経済は、30年ぶりの変革を果たすまたとないチャンスを迎えており、低物価、低賃金、低成長のコストカット型経済からの完全脱却、持続的な賃上げや活発な投資がけん引する成長型経済への変革に向け、思い切った「供給力の強化」を、3年程度の変革期間を視野に入れて、集中的に講じていくとした。一方で、国民の消費や投資動向は力強さに欠ける状況にあり、外生的な物価上昇が急激に生じたため、賃上げが物価上昇に追い付かず、変革を加速する力強い後押しを早急に行わなければならないとし、変革を力強く進める供給力の強化と、物価高を乗り越える国民への還元を車の両輪として、総合経済対策を取りまとめ、実行していくとした。

総合経済対策の第一のポイントは供給力の強化とし、半導体や脱炭素のように安全保障に関係する大型投資をはじめ、特に2年から3年以内に供給力強化に資する施策に支援措置を集中させ、変革期間の呼び水とするとした。さらに、賃上げ税制を強化するための減税措置や、戦略物資について初期投資だけでなく投資全体の予見可能性を向上させる過去に例のない投資減税等、抜本的な供給力強化のための措置を講じるほか、突発的なエネルギー価格の高騰に備え、省エネ、脱炭素投資の更なる拡大を図るとともに、AI、自動運転、宇宙、中小企業の海外展開などの新しいフロンティアやイノベーションへの取組、スタートアップへの支援を強化するとした。

第二のポイントは国民への還元とし、急激な物価高に対して賃金上昇が十分に追いつかない現状を踏まえ、デフレ完全脱却のための一時的緩和措置として、税収の増収分の一部を公正かつ適正に還元し、物価高による国民の負担を緩和するとした。また、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者の不安に配慮し、物価高対策のための重点支援地方交付金の枠組みの追加的拡大を経済対策に盛り込み、エネルギー価格の上昇については、リッター175円をガソリン価格の実質的な上限とするための補助の拡大措置及び電気・ガス料金の激変緩和措置を令和6年春まで継続するとした。

社会については、人口減少と国民のニーズの多様化、複雑化に応える新たな地域の仕組みを作り上げていかなければならないとし、デジタル技術は、社会課題を新たなアプローチで解決する力を持つとして、アナログを前提とした行財政の仕組みを全面的に改革するデジタル行財政改革を起動するとした。あわせて、マイナンバー制度に対する国民の信頼回復に向け、11月末を目途に総点検を終えるよう、政府を挙げて対応していると述べた。

包摂的な社会づくりでは、障害のある人もない人も含めて、全ての人が生きがいを感じられ、多様性が尊重される包摂的な社会づくりに取り組み、特に女性、若者、高齢者の力を引き出していくとした。こども未来戦略方針のスピード感ある実行のため、前倒しによる各種施策の実施を検討し、我が国のこども一人当たりの支援規模をOECDトップの水準に引き上げるとした。また、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」に基づく取組を加速し、不登校やいじめに対する対策を強化するとし、教職員の処遇見直し等を通じた公教育の再生にも取り組むとした。

認知症の人が尊厳、希望を持って暮らすことができる社会を創らなければならないとして、新たに、「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」を立ち上げ、認知症基本法の施行に向けた準備を行



岸田内閣総理大臣の所信表明演説（第212回国会）

うとともに、レカネマブの薬事承認による新たな時代の到来を踏まえ、必要な医療サービス等が提供される体制整備等を進めるほか、入院、入居時の身元保証など、高齢者の生活上の課題に取り組むとした。また、現場で働く人々の給与に関わる公定価格の見直しを進め、高齢化等による事業者の収益の増加等が処遇改善に構造的につながる仕組みを構築するとした。

地方創生では、持続可能な観光業に向けた対策にも着手し、地方創生と社会課題解決を両立させ、循環経済への取組も進めるとした。持続的な食料の安定供給に向け、食料安全保障の強化、農業のスマート化、グリーン化の推進を図るとした。あわせて、農林水産物、食品の輸出促進に強力に取り組み、今後も各地域に寄り添い、現場の方々の想いを受け止めながら、農政を転換し、実践的な支援を行うとした。地域の中小・小規模事業者に向けた、省人化投資やデジタル投資の支援、賃上げ費用の転嫁対策を強力に進め、ゼロゼロ融資についても適切な対応を促すとした。

福島復興と国土強靱化では、引き続き強い決意で被災地の復興に取り組み、帰還困難区域における避難指示解除や解除後の復興も着実に進めるとともに、線状降水帯の予測の高度化など、デジタルの力を国土強靱化に導入するとしたほか、リニア中央新幹線の整備に向けた環境を整え、災害時も途切れない広域交通ネットワークの構築を進め、電力供給の強靱化に資する電線地中化を加速するとした。

大阪・関西万博では、海外パビリオン建設の遅れなど進捗状況が厳しくなっていることに強い危機感を持って、オールジャパンで進めていくとした。

外交・安全保障については、ポスト冷戦時代は終わり、新たな時代へと大きな変化の流れが起きており、世界各地で深刻な事態が多発し、日本周辺においても、一方的な現状変更の試みや、北朝鮮の核・ミサイル開発は続けられ、安全保障環境は戦後最も厳しいものになっているとした。そして、こうした変化の流れを掴み取るため、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序をさらにもう一歩進め、人間の尊厳という根源的な価値を中心に据え、世界を分断・対立ではなく協調に導くとの日本の立場を強く打ち出していくとした。

岸田外交の積極的展開では、唯一の同盟国たる米国との関係深化、日韓関係の改善、強力なウクライナ支援、対ロシア外交の大転換を進め、G7広島サミットでは、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守っていくというメッセージを、世界に向けて力強く発信してきたとした。



我が国は、国際社会で影響力を増しているグローバルサウスの声に耳を傾け、きめ細かい協力を行っていきとし、日・ASEAN特別首脳会議では、次の50年を描く新たな協力ビジョンを打ち出し、成長センターであるインド太平洋をけん引していきとした。また、核兵器のない世界を目指す歩みを主導するため、「ヒロシマ・アクション・プラン」に沿って現実的で着実な努力を重ねるとした。

中国との関係では、主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めつつ、諸懸案を含めて対話を行い、共通の課題については協力するという姿勢を貫いていきとした。ALPS処理水に関しては、引き続き、科学的根拠に基づき、透明性の高い情報発信を行い、中国政府による日本産水産物の輸入停止に対して、即時撤廃を求めるとともに、中国市場に依存しないよう販路拡大を図るとした。

韓国との間では、日米韓3か国で経済安全保障を含めた戦略的連携を進め、日中韓の枠組みについても前進をさせるとした。

拉致問題では、政権の最重要課題であり、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現し、日朝関係を新たなステージに引き上げるため、また、北朝鮮との諸問題を解決するためにも、首脳会談を実現すべくハイレベルでの協議を進め、日朝間の実りある関係を築いていくために、大局観に基づく判断をするとした。

防衛力の抜本的強化では、国民の命と我が国の領土、領海、領空を守り抜くため、5年間で43兆円の防衛力整備の水準を確保し、防衛力の抜本的強化を速やかに実現するとし、そのための税制措置の実施時期については、令和4年末に閣議決定した枠組みの下、行財政改革を含めた財源調達の見通し、景気や賃上げの動向及びこれらに対する政府の対応を踏まえて判断をしていきとした。また、自衛隊の統合運用の実効性を更に高め、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化し、基地負担軽減に引き続き取り組み、普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現するため、辺野古への移設工事を進めるとし、さらに、強い沖縄経済を作るとした。

結びとして、憲法改正・皇位継承では、国家の基本法たる憲法の改正も先送りできない重要な課題とし、国会の発議に向けた手続を進めるためにも、条文案の具体化など、これまで以上に積極的な議論が行われることを期待するとした。安定的な皇位継承を確保するための諸課題等、とりわけ、皇族数の減少への対応も、国の基本に関わる重要な課題であり、立法府の総意が早急に取りまとめられるよう、積極的な議論が行われることを期待するとした。

旧統一教会については、先日、宗教法人法に基づき解散命令請求を行ったところであり、政府として万全の対応をし、あわせて、二度とこのような深刻な被害が生じることがないように、不当寄附勧誘防止法等の厳正な運用に努めるとともに、被害者に寄り添った相談対応など、被害者救済に適切に対応するとした。

最後に、岸田内閣総理大臣は、変化を挑戦の機会に変えるための仕組み作りをし、挑戦の障害となる古くなった制度を取り払い、全ての人が輝ける日本らしい包摂的な社会を創り、日本国民が明日は今日より良くなると信じられる時代を実現すると述べ、歴史的な転換点の中で、変化の流れを掴み、変化を力にしていく、自身が、その先頭に立って、職を賭して粉骨砕身取り組む覚悟であるとして、演説を締めくくった。

これに対する代表質問は、10月24日及び25日の両日行われ、経済対策では、所得税減税や国民への還元の具体策、物価高騰への対応、デフレ脱却、トリガー条項の凍結解除を含めたエネルギー価格高騰対策、マイナンバー情報総点検やマイナ保険証への移行、デジタル行財政改革、我が国の安全保障環境と防衛力強化、少子化対策の財源、給食費無償化や高等教育の無償化、ALPS処理水関係の風評払拭と福島復興、旧統一教会による被害者の救済、物流2024年問題への対応、憲法改正、安定的な皇位継承の確保などについて議論が行われた。

参議院においては、同月25日及び26日に代表質問が行われた。

## 令和5年度補正予算審議

日本経済は、コロナ禍の3年間を乗り越えて改善しつつあるが、輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続は、国民生活を圧迫し、回復に伴う生活実感の改善を妨げているという認識の下、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、①物価高から国民生活を守る、②地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する、③成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する、④人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する、⑤国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する、の各項目を実施するために必要な経費の追加等を行う令和5年度補正予算は、11月20日に予算委員会で趣旨説明の聴取の後、同委員会の審査を経て、同月24日の本会議で可決され、同月29日の参議院本会議で可決、成立した。【詳細は、第3-14予算委員会（233ページ）参照】

## 主な議案の審議

令和5年8月7日付けの人事院勧告に基づく「一般職給与法等改正案」及び内閣総理大臣等の特別職職員の給与額の改定を行う「特別職給与法等改正案」が10月20日、内閣から提出された。両法律案は、内閣委員会の審査を経て、11月14日の本会議で可決され、11月17日の参議院本会議で可決、成立した。

国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るために必要な措置を講ずる「国立大学法人法改正案」が10月31日、内閣から提出された。同法律案は、文部科学委員会の審査を経て、11月20日の本会議で可決され、12月13日の参議院本会議で可決、成立した。

政府が東京地方裁判所に対し、旧統一教会への解散命令を請求したことに伴い、11月21日、自民、公明、国民より、日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例を定める「特定不法行為等被害者救済特例法案」が提出され、また、同日、立憲、維新より、解散命令の請求等に係る宗教法人の財産についてその隠匿又は散逸のおそれへの対処には困難を伴う場合があることに鑑み、当該宗教法人の財産の保全に関し特別の定めをする「宗教法人財産保全特措法案」が提出された。法務委員会の審査を経て、自民、公明、国民提出の「特定不法行為等被害者救済特例法案」は、12月5日の本会議で修正議決され、12月13日の参議院本会議で可決、成立した。

決議案としては、北朝鮮が、令和4年以来弾道ミサイルを80発以上も発射し、令和4年10月及び令和5年8月に引き続き、11月に我が国の上空を通過する形で発射を強行したことに對し重ねて嚴重に抗議するとともに、挑発行動を中止し、核・弾道ミサイル開発計画を直ちに放棄するよう強く求める「北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議案」が11月24日に提出され、同日の本会議において可決された。また、「内閣官房長官松野博一君不信任決議案」が12月11日に提出され、翌12日の本会議において否決、「岸田内閣不信任決議案」が12月13日に提出され、同日の本会議において否決された。

## その他

令和5年11月14日、政治家女子48党は党の名称を「みんなでつくる党」に変更した。

11月29日、ベトナム社会主義共和国ヴォー・ヴァン・トゥオン主席の国会演説が衆議院本会議場において行われた。

12月13日、「教育無償化を実現する会」が結成され、前原誠司議員が代表に就任した。

## 会期末

会期終了日の12月13日、本会議において、請願採択及び閉会中審査の手續等が行われ、第212回国会は閉会した。

**成立した主な議案**

今国会において成立した法律案は、内閣提出法律案が14件、議員提出法律案が3件であった。前記（主な議案の審議）以外の主なものとしては、次のとおりである。

**内閣提出法律案**

大麻取締法・麻向法改正案	大麻草から製造された医薬品の施用を可能とするとともに、有害な大麻草由来成分の規制、大麻の施用等の禁止、大麻草の栽培に関する規制に関する規定の整備等の措置を講ずるもの
官報発行情案	官報の発行主体、官報に掲載すべき事項、官報の発行の方法その他官報の発行に関し必要な事項を定めるもの
地方交付税法等改正案	地方財政の状況等に鑑み、令和5年度に限り臨時経済対策費及び臨時財政対策償還基金費を設けるとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額する等の措置を講ずるもの
宇宙航空研究開発機構法改正案	宇宙空間を利用した事業の実施を目的として民間事業者等が行う先端的な研究開発を推進するため、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構について助成を行う業務を追加するとともに、当該業務等に要する費用に充てるための基金を設けるもの

**議員提出法律案**

物価高騰対策給付金差押禁止法案（地域・こども・デジタル特別委員長提出）（衆議院）	物価高騰対策給付金について、差押えを禁止するとともに、非課税とする等の措置を講ずるもの
--	---

今国会で承認された条約は、「CPTPPへの英国の加入議定書」1件であった。

**第212回国会閉会后**

令和6年1月24日、予算委員会において、予算の実施状況に関する件（令和6年能登半島地震等）について、質疑が行われた。



## (2) 新型コロナウイルス感染症対策関係

### ア 国会で議論されるに至った経緯

#### (ア) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の成立

平成21年、新型のインフルエンザA（H1N1）が日本国内で流行したが、これによる健康被害は比較的軽微なものであった。しかし、重篤化の可能性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症に対して必要な法制を整えることが喫緊の課題とされ、平成24年の第180回国会（常会）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が成立した。特措法は新型インフルエンザ等を対象とし、政府行動計画の策定等の体制整備、発生時の措置、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）等について定めており、緊急事態宣言が発出された場合、都道府県知事は、外出自粛や施設の使用制限等を要請できることとなった。

#### (イ) 新型コロナウイルス感染症の発生と特措法の改正

令和元年12月以降、中国湖北省武漢市で原因不明の肺炎の発生が相次ぎ、令和2年1月14日、世界保健機関（WHO）はこの肺炎について、新型コロナウイルスが検出されたことを確認したと明らかにした。また、日本国内においては、翌15日に初の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された。

新型コロナウイルス感染症は肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザに比して相当程度高く、また、感染経路が特定できない症例が多数に上っていたことなどから、感染拡大を防止するための強力な措置が求められていた。そのため、同年3月、新型コロナウイルス感染症を暫定的に特措法上の「新型インフルエンザ等」とみなし、同法に基づく措置の実施を可能とする特措法の改正が行われた。以後、特措法に基づき、断続的に緊急事態宣言が発出され、各都道府県知事による外出自粛や施設の使用制限等の要請が行われた。

同年10月、冬の感染拡大に備えるため、新型コロナウイルス感染症対策分科会は、大人数や長時間に及ぶ飲食の回避等を提言した。こうした状況の下、飲食店に対する営業時間短縮要請等が行われたが、要請に応じない飲食店もあった。そこで、全国知事会は、違反した場合の罰則の創設等を内容とする特措法の改正を求めた。

こうした中、令和3年2月、特措法が改正され、緊急事態宣言の前段階である「まん延防止等重点措置」として、都道府県知事による営業時間短縮等の要請措置が創設されたほか、要請に応じない場合の命令措置、命令違反に対する行政罰（過料）の創設等が行われた。併せて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）が改正され、「新型コロナウイルス感染症」は同法に規定する「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられ、恒常的に特措法の対象となった。

#### (ウ) 次の感染症危機に備えるための対応の具体策

令和4年5月、政府は、新型コロナウイルス感染症発生以降の対応を評価し、中長期的観点からの課題の整理を行うため、「新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議」を立

ち上げた。同会議は同年6月、次の感染症危機に向けた中長期的な課題を整理した。この中で、①初動期等において、政府と都道府県が一体となって危機対応ができる仕組みづくりが必要、②一元的に感染対策を指揮する司令塔組織を整備することが必要等の指摘がなされた。

これを踏まえ、同月、政府は、次の感染症危機に備えるための対応の方向性を決定し、同年9月、対応の具体策を決定した。その中で、特措法の効果的な実施や政府の司令塔機能の強化について示すとともに、必要となる法律案を令和5年の通常国会に提出することとした。

## (エ) 法律案の提出

以上の経緯を踏まえ、令和5年2月7日、**新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案**（以下「**特措法等改正案**」という。）が閣議決定され、同日、国会に提出された。

## イ 関連議案の概要

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出）

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の防止に関する施策の総合調整等に関する機能を強化するため、感染症の発生及びまん延の初期段階から新型インフルエンザ等対策本部が迅速かつ的確な措置を講ずるための仕組み等を整備するとともに、内閣官房に当該施策の総合調整等に関する事務及び同対策本部等に関する事務を所掌する内閣感染症危機管理統括庁を設置するもの

## ウ 審議経過

**特措法等改正案**は、令和5年2月7日に提出され、3月7日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、内閣委員会に付託された。

同委員会においては、8日、後藤国務大臣から趣旨の説明を聴取し、10日から質疑に入った。16日に厚生労働委員会との連合審査会を開会し、17日には参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行った。29日、岸田内閣総理大臣の出席の下、質疑を行い、質疑を終局した。

質疑終局後、立憲、国民及び有志の3会派共同提案による修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、討論、採決を行った結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

翌30日の本会議において、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、4月21日の本会議で可決され、成立した。

## エ 主な質疑事項

- ①政府対策本部長から都道府県知事に感染症対策の指示を行うに当たり意見調整を行う必要性
- ②都道府県知事が事業主に営業時間短縮等の要請を行う場合の要件や支援の在り方
- ③内閣感染症危機管理統括庁の総合調整の権限及び設置による司令塔機能の強化
- ④内閣感染症危機管理統括庁を健康危機全般や災害全般に対応できる組織とする必要性
- ⑤新型コロナウイルス感染症に対する政府の対応について検証を行う必要性

### (3) 医療保険関係

#### ア 国会で議論されるに至った経緯

我が国では、今後、生産年齢人口が急速に減少し、また、働き方やライフスタイルの多様化が進む中で、少子化を克服し、持続可能な経済及び社会保障制度を構築していくことが課題とされている。

令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、全世代型社会保障を構築し、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、能力に応じて皆が支え合うことを基本としながら、それぞれの人生のステージに応じて必要な保障をバランスよく確保することとされた。

また、令和3年11月以降、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障全般の総合的な検討を行っていた「全世代型社会保障構築会議」は、令和4年12月16日に「全世代型社会保障構築会議報告書」を取りまとめた。

同報告書では、①子ども・子育て支援の充実、②働き方に中立的な社会保障制度等の構築、③医療・介護制度の改革、④「地域共生社会」の実現について、それぞれ、基本的方向、取り組むべき課題及び今後の改革の工程が示された。

全世代型社会保障の構築については、全世代型社会保障構築会議と並行して、厚生労働省社会保障審議会の医療保険部会、介護保険部会及び医療部会においても議論が行われた。医療保険部会では同月15日に「議論の整理」が、介護保険部会では同月20日に「介護保険制度の見直しに関する意見」が、医療部会では同月28日に「医療提供体制の改革に関する意見」がそれぞれ取りまとめられた。

こうした経緯を踏まえ、令和5年2月10日、政府は、**全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案**（以下「健康保険法等改正案」という。）を国会に提出した。

#### イ 関連議案の概要

**全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）**

出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずるもの

#### ウ 審議経過

**健康保険法等改正案**は、令和5年2月10日に提出され、3月16日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、厚生労働委員会に付託された。

同委員会においては、同月22日、加藤厚生労働大臣から趣旨説明を聴取し、同月29日から質疑に入り、4月4日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、同月12日には岸田内



閣総理大臣の出席の下、質疑を行った。同日、質疑を終局し、討論、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

翌13日、本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、5月12日の本会議で可決され、成立した。

## エ 主な質疑事項

- ①高齢者の生活実態を調査して負担能力を分析した上で制度改革を行う必要性
- ②出産育児一時金に要する費用への後期高齢者医療制度による支援導入に当たっての激変緩和措置の内容並びに後期高齢者及び現役世代に制度見直しの趣旨を丁寧に説明する必要性
- ③後期高齢者医療制度が出産育児一時金の費用の一部を支援する仕組みを導入する本法律案と出産費用に対する保険適用に向けた検討を行うこととの整合性
- ④医療機関が十分なかかりつけ医機能を有しているかを都道府県が十分にチェックした上で国民に情報提供する必要性
- ⑤かかりつけ医を将来的には事前登録制又は認定制とするための検討を行う必要性
- ⑥個人立の医療機関等が地域医療連携推進法人に参加するメリット及び医師の働き方への効果
- ⑦介護サービス事業者の経営情報の報告の義務付けの対象に小規模事業者も含めその経営実態を把握した上で政策決定を行う必要性

## (4) エネルギー関係

### ア 国会で議論されるに至った経緯

#### (ア) 我が国の脱炭素化とエネルギー安全保障の確保に向けた政策動向

世界的に脱炭素に向けた動きが加速する中、令和2年10月の菅内閣総理大臣(当時)の「2050年カーボンニュートラル宣言」を踏まえ、令和3年10月8日、岸田内閣総理大臣は第205回国会における就任後初の所信表明演説で、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、温暖化対策を成長につなげる「クリーンエネルギー戦略」を策定し、強力に推進すると述べた。その後、経済産業省は、クリーンエネルギー戦略検討合同会合を開催し、関連企業や団体等からのヒアリング等を含む議論等を行い、令和4年5月19日に「クリーンエネルギー戦略(中間整理)」を取りまとめた。中間整理では、ロシアによるウクライナ侵略や電力需給ひっ迫を踏まえ、エネルギー安全保障の確保と脱炭素化、脱炭素を経済の成長・発展につなげるための産業のグリーントランスフォーメーション(GX)に向けた取組等について方向性が示された。

これを受け、同年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、①徹底した省エネを進め、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用すること、②安全最優先の原発再稼働、厳正かつ効率的な審査を含む実効性ある原子力規制等を進めていく方針が示された。

#### (イ) GX実行会議における検討

こうした中、令和4年7月より、産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、GXを実行するべく、必要な施策を検討するため、GX実行会議が開催された。同会議では、我が国のエネルギーの安定供給の再構築に必要な方策、及びそれを前提とした脱炭素に向けた経済・社会、産業構造改革への今後の10年のロードマップ等について検討が行われた。同年12月までに5回開催された同会議での議論等を踏まえ、「GX実現に向けた基本方針」が令和5年2月10日に閣議決定された。その内容は、①エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組、②「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行、③国際展開戦略、④社会全体のGXの推進、⑤GXを実現する新たな政策イニシアティブの実行状況の進捗評価と見直しで構成され、第211回国会に関連法案を提出することが示された。

#### (ウ) 法律案の提出

以上のような背景及び経緯の下、令和5年2月28日、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(以下「電気事業法等改正案」という。)が閣議決定され、同日、国会に提出された。

なお、これに先立ち、同年2月10日、「GX実現に向けた基本方針」に基づき、①GX推進戦略の策定・実行、②GX経済移行債の発行、③成長志向型カーボンプライシングの導入、④GX推進機構の設立、⑤進捗評価と必要な見直しの法定等を内容とする脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案が閣議決定され、同日、国会に提出された。

## イ 関連議案の概要

### 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

我が国における脱炭素社会の実現に向けて、非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ電気の安定供給を確保するため、電気の安定供給の確保等の観点から発電用原子炉の運転期間を定めるとともに、その設置者に対し、長期間運転する発電用原子炉施設に関する技術的な評価の実施及び管理計画の作成を義務付けるほか、使用済燃料再処理機構の業務への廃炉の推進に関する業務の追加、再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しに伴う交付金の返還命令の創設その他の規律の強化等の措置を講ずるもの

## ウ 審議経過

電気事業法等改正案は、令和5年2月28日に提出され、3月30日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、経済産業委員会に付託された。

同委員会においては、4月5日、西村国務大臣から趣旨説明を聴取し、質疑に入り、同月14日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、同月19日に環境委員会及び原子力問題調査特別委員会との連合審査会を開会した。同月26日には、岸田内閣総理大臣の出席の下、質疑を行い、質疑を終局した。

質疑終局後、自民、維新、公明及び国民の4会派共同提案による修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、原案及び修正案について、討論、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

翌27日の本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、5月31日の本会議で可決され、成立した。

### （修正の内容）

国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得るために必要な取組を推進する国の責務について、国民の例示に電力の大消費地である都市の住民を加えるとともに、国民の理解と協力を得るために必要な取組を推進するものとする事等

## エ 主な質疑事項

- ①原子力発電の運転期間に係る規定を原子炉等規制法から削除して電気事業法に新設する理由
- ②原子力発電の運転期間のカウントから除外される期間についての検討状況
- ③長期施設管理計画の認可制度による規制の厳格化の具体的内容
- ④廃炉に関する使用済燃料再処理・廃炉推進機構と日本原子力研究開発機構との連携内容
- ⑤電気事業法等改正案において原子力基本法を改正する理由
- ⑥広域連系系統の整備の必要性
- ⑦森林法や盛土規制法等の関係法令等の違反事業者に対するFIT・FIP交付金留保制度
- ⑧太陽光発電に関して更新や増設した部分に既設部分と異なる新たな買取価格を適用する意義
- ⑨太陽光パネルのサプライチェーンの在り方

## (5) 安全保障関係－防衛産業の基盤強化関係－

### ア 国会で議論されるに至った経緯

#### (ア) 防衛産業の基盤強化の必要性

防衛省・自衛隊の防衛装備品は、生産、技術、維持、整備の基盤の多くの部分を民間企業である防衛産業に依存しており、同産業は、防衛省と直接契約を行う主契約企業の下に広がる下請企業を中心とした広範多重な関連企業で構成されている。

もともと、防衛装備品は、調達元が自衛隊に限定されており、市場規模が小さいこと、自衛隊の独自仕様や少量多種の発注により企業の生産コストが高いこと、納入までに時間を要することで原材料価格の変動を受けやすく、利益が目減りする可能性があることなどから、同産業は収益性の高い業種とはなっていない。また、防衛装備品の調達においては、その高度化・複雑化に伴う調達単価等の上昇により調達に係る予算が圧迫され、調達数量が減少しているほか、輸入装備品の増加により国内防衛産業に裨益<sup>ひえき</sup>し得る予算も相対的に減少している。

防衛需要拡大の鍵を握る防衛装備品の海外移転は、昭和40年代以降の武器輸出三原則等により、個別の例外案件を除き輸出が禁止されていた。その後、特定の案件については包括的に例外が認められることとなり、さらに平成26年には、それまでの例外化の経緯を踏まえて同三原則等の整理が行われ、移転を認め得る場合などを明確化した防衛装備移転三原則等が決定されたが、完成装備品の移転実績は極めて乏しい状態にある。

このような問題を背景に、近年では同産業から撤退する企業が相次いでおり、サプライチェーンの維持が懸念される状況にある。こうした現状を踏まえ、内閣官房に設置された「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」はその報告書（令和4年11月22日）において、競争力のある国内企業が優れた装備品等を供給できるよう、より積極的に同産業の育成・強化を図る必要性を指摘した。また、その育成・強化に当たっては、防衛装備品の海外移転と一体で考え、我が国政府だけが買い手である構造から脱却し、海外に市場を広げ、国内企業が成長産業としての防衛部門に積極的に投資するための環境づくりが必要との見解を示した。

#### (イ) 装備品等契約における秘密の保全措置の必要性

防衛産業は、諸外国によるサイバー攻撃を含む情報活動のリスクに晒<sup>さら</sup>されている。こうした中、同産業においては、同盟国からの先進装備品の導入や共同研究開発など、国際化がますます進展しており、これまで以上に契約企業が取り扱う装備品等に関する情報管理の徹底が求められていた。特に、防衛省から提供した秘密情報を含む装備品等の情報が契約企業を通じて漏れ出した場合、安全保障上の影響に加え、我が国及び防衛産業に対する諸外国からの信頼喪失により、その後の装備品等の開発・調達の円滑な実施に多大な支障が生じることが課題であった。このため、装備品等の契約における秘密を保全するための措置が必要とされていた。

#### (ウ) 安保三文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画）の策定

上記を踏まえ、令和4年12月16日に策定された安保三文書では、防衛産業の基盤強化に向けた方針が示された。国家安全保障戦略においては、我が国の防衛生産・技術基盤を「いわば



防衛力そのもの」と位置付けた上で、持続可能な同産業の構築、防衛装備の海外移転の推進などが明記された。国家防衛戦略では、サプライチェーン全体を含む基盤の強化、基盤強化に係る措置を講じてもお他に手段がない場合における国による製造施設等の保有の検討、機微技術管理の強化、基金を活用した企業支援等による官民一体となった防衛装備移転の推進などが明記された。また、防衛力整備計画においては、製造等設備の高度化・サイバーセキュリティ強化・サプライチェーン強<sup>じん</sup>靱化・事業承継といった企業の取組に対する適切な財政措置や金融支援等の実施、サプライチェーンリスクを把握するための調査の実施などが明記された。

## (エ) 法律案の提出

以上の経緯を踏まえ、令和5年2月10日、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案（以下「防衛装備品等開<sup>せい</sup>生産基盤強化法案」という。）が国会に提出された。

## イ 関連議案の概要

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案（内閣提出）

我が国を含む国際社会の安全保障環境の複雑化及び装備品等の高度化に伴い、装備品等の適確な調達を行うためには、装備品製造等事業者の装備品等の開発及び生産のための基盤を強化することが一層重要となっていることに鑑み、装備品製造等事業者による装備品等の安定的な製造等の確保及びこれに資する装備移転を安全保障上の観点から適切なものとするための取組を促進するための措置、装備品等に関する契約における秘密の保全措置並びに装備品等の製造等を行う施設等の取得及び管理の委託に関する制度を定めるもの

## ウ 審議経過

防衛装備品等開<sup>せい</sup>生産基盤強化法案は、令和5年2月10日に提出され、4月7日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、安全保障委員会に付託された。

同委員会においては、同月14日、浜田防衛大臣から趣旨説明を聴取し、21日から質疑に入り、25日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、27日に質疑を終局した。

質疑終局後、討論を行い、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

5月9日、本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、6月7日の本会議で可決され、成立した。

## エ 主な質疑事項

- ①我が国の防衛産業の自立的発展に向けて同産業基盤の強化に関する戦略を定める必要性
- ②装備品安定製造等確保計画の認定要件及び政府が行う支援額の上限
- ③本法律案による企業支援策に終始した場合、国際競争力を失うことになりかねないとの懸念
- ④国が保有した指定装備品製造施設等の譲渡先が見つからず国が同施設を保有し続ける可能性
- ⑤本法律案により刑事罰を科してまで民間事業者に守秘義務を課す理由

## (6) 安全保障関係－防衛財源の確保関係－

### ア 国会で議論されるに至った経緯

#### (ア) 防衛力強化に向けた動き

国際社会では、米中競争など国家間競争の時代に突入する中、ロシアがウクライナを侵略し、国際秩序の根幹を揺るがすとともに、インド太平洋地域においても、力による一方的な現状変更やその試みが生じており、安全保障環境は一層厳しさを増してきている。

こうした中、同志国の集まりであるG7の政策協調が密接に行われるようになるとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力も行われてきた。

令和4年5月に開催された日米首脳会談において、岸田内閣総理大臣は、日本の防衛力を抜本的に強化し、その裏付けとなる防衛費の相当な増額を確保する決意を表明し、バイデン米大統領は、これを強く支持するとした。

また、6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、国家安全保障の最終的な担保となる防衛力を5年以内に抜本的に強化する旨が示され、同月26日のG7エルマウ・サミットにおいて、岸田内閣総理大臣は、防衛力を5年以内に抜本的に強化する決意を表明した。

#### (イ) 防衛力強化のための財源の検討

令和4年9月30日から、総合的な防衛体制の強化と経済財政の在り方について検討する「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」が開催された。11月22日に同会議において取りまとめられた報告書では、防衛力強化のための財源確保の検討に際して、まずは非社会保障関係費を対象とした歳出改革により財源を捻出していくことを優先的に検討すべきであるとされ、また、コロナ対策で積み上がった独立行政法人の積立金の早期返納による財源確保等の工夫が必要であり、国債発行が前提となることがあってはならないとされた。

12月16日、新たな「防衛力整備計画」が決定された(国家安全保障会議決定及び閣議決定)。この計画では、令和5年度から令和9年度までの5年間における防衛力整備に必要な金額は、43兆円程度とされ、そのための財源や、令和9年度以降の防衛力を安定的に維持するための財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、防衛力強化資金(仮称)の創設、税制措置等による措置を講ずることとされた。

同日、政府与党政策懇談会資料(「新たな防衛力整備計画に関する財源確保について」)では、イメージ図であることに留意と前置きした上で、防衛力整備計画対象経費の増額について、令和9年度時点で、歳出改革により1兆円強、決算剰余金の活用により0.7兆円程度、防衛力強化資金(仮称)により0.9兆円程度、税制措置により1兆円強を確保する構想が示された。

こうした中、政府は、令和5年2月3日、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案(以下「防衛力強化財源確保特措法案」という。)を国会に提出した。

## イ 関連議案の概要

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案（内閣提出）

令和5年度以降における我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の安定的な維持に要する費用の財源に充てるための税外収入を確保するとともに、当該税外収入を活用した防衛力強化資金を設置するための措置を講ずるもの

## ウ 審議経過

防衛力強化財源確保特措法案は、令和5年2月3日に提出され、4月6日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、財務金融委員会に付託された。

同委員会においては、翌7日、鈴木財務大臣から趣旨説明を聴取し、引き続き質疑に入り、同月21日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、同月19日、26日に安全保障委員会との連合審査会を開会し、さらに、同月28日に開会された安全保障委員会との連合審査会において参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、5月9日には岸田内閣総理大臣の出席の下、質疑を行った。同月19日、質疑を終局し、次いで、討論を行い、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

同月23日、本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、6月16日の本会議で可決され、成立した。

なお、6月14日には、防衛力強化に係る財源確保についての意見聴取のため、福島県への委員派遣がなされた。

## エ 主な質疑事項

- ①令和5年度から令和9年度までの5年間の防衛力整備計画に係る所要経費43兆円の算定根拠及び内訳
- ②令和10年度以降の次期防衛力整備計画及び財源確保の見込み
- ③見込みどおりに防衛財源を確保できなかった場合の方策
- ④令和5年度分の防衛費が既に確保されいながら今国会で本法律案を成立させる必要性
- ⑤外国為替資金特別会計の剰余金見込額を前倒しで一般会計に繰り入れる意義
- ⑥独立行政法人国立病院機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構の積立金返納により医療体制が悪化する懸念
- ⑦財源確保のために、歳出改革、決算剰余金の活用、税制措置等の全ての方策を盛り込んだ法律を制定する必要性
- ⑧歳出改革の具体的な内容
- ⑨決算剰余金を防衛費の財源に充てることが補正予算における国債発行増につながる懸念
- ⑩毎年度の決算剰余金を1.4兆円とする算定根拠の妥当性及び不確実性
- ⑪税制措置の導入を「令和6年度以降の適切な時期」とする理由及びその具体的な開始時期
- ⑫復興特別所得税の引下げ分を防衛費の財源に充てることの是非
- ⑬⑫の措置に係る復興特別所得税の課税期間延長が負担の先送りになるのではないかと懸念
- ⑭建設国債を防衛費に充てることの是非

## (7) 出入国在留管理関係

### ア 国会で議論されるに至った経緯

#### (ア) 送還忌避・長期収容問題の発生

近年、退去強制令書の発付を受けたにもかかわらず様々な理由で送還を忌避する者（送還忌避者）が後を絶たず、迅速な送還の実施に支障が生じているだけでなく、退去強制を受ける者の収容が長期化する要因ともなっている。収容の長期化は、被収容者のストレスの高まり等を通じて、被収容者の処遇の困難化にも影響しており、入管収容施設では、一部の処遇困難な被収容者による集団での官給食の摂食拒否（拒食）、集団での居室拒否、施設の汚損・破壊等の行為が発生している。

このような状況の下、令和元年6月には、大村入国管理センターにおいて、かねてから拒食を継続し点滴等の治療も拒否していた被収容者が救急搬送先の病院で死亡する事案が発生した。同事案の発生を受け、出入国在留管理庁は、保管記録の精査、入国警備官や診察室医師等からの事情聴取、外部医療機関の専門医からの意見聴取などの調査を行い、同年10月に調査結果を取りまとめた。同調査結果では、再発防止のために今後採るべき方策として、①拒食の防止及び早期終了に向けた説得、カウンセリング等の取組の強化、②拒食者の健康状態の変化等に関する知見の組織的な蓄積及び共有、③強制的治療に関する体制の整備、④送還を促進する方策の検討、⑤仮放免の在り方の検討の5点が挙げられた。このうち、④及び⑤については、有識者の意見等を踏まえて検討を行う必要があるとされた。

#### (イ) 「収容・送還に関する専門部会」における検討

令和元年10月、送還忌避者の増加や収容の長期化を防止する方策やその間の収容の在り方を議論・検討するため、法務大臣の私的懇談会である第7次出入国管理政策懇談会の下に「収容・送還に関する専門部会」が設置された。

令和2年6月、同専門部会は「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」と題する報告書を取りまとめた。同報告書においては、送還を促進するための措置の在り方に関し、①本人の事情を適切に把握するための措置等、②自発的な出国を促すための措置、③本邦から退去しない行為に対する罰則の創設、④送還の回避を目的とする難民認定申請に対処するための措置等について提言が行われるとともに、収容の在り方に関し、①収容期間の上限、収容についての司法による審査、②被収容者の処遇、③仮放免その他収容の長期化を防止するための措置（逃亡等の行為に対する罰則等）について提言が行われた。

#### (ウ) 法律案の提出

上記（イ）の報告書を踏まえ、令和3年の第204回国会（常会）に「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」（第204回国会閣法第36号）が提出され、衆議院において審議が行われたが、同年3月に発生した名古屋出入国在留管理局における被収容者死亡事案の影響もあり継続審査に付され、第205回国会（臨時会）の衆議院の解散により審査未了となった。以後、政



府は、同法律案と同趣旨の法律案の再提出に向けた検討を進め、令和5年3月7日、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（以下「出入国管理及び難民認定法等改正案」という。）を国会に提出した。

## イ 関連議案の概要

### 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（内閣提出）

退去強制手続における送還・収容の現状に鑑み、退去強制手続を一層適切かつ実効的なものとするため、在留特別許可の申請手続の創設、収容に代わる監理措置の創設、難民認定手続中の送還停止に関する規定の見直し、本邦からの退去を命ずる命令制度の創設等の措置を講ずるほか、難民に準じて保護すべき者に関する規定の整備その他所要の措置を講ずるもの

## ウ 審議経過

出入国管理及び難民認定法等改正案は、令和5年3月7日に提出され、4月13日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、法務委員会に付託された。

同委員会においては、翌14日、齋藤法務大臣から趣旨の説明を聴取し、同月18日から質疑に入り、同月21日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行った。同月28日、自民、維新、公明及び国民の4会派共同提案による修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、原案及び修正案に対する質疑を行い、質疑を終局した。質疑終局後、討論、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。

5月9日の本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、6月9日の本会議で可決され、成立した。

### （修正の内容）

難民の認定等の申請をした外国人に対する適切な配慮に関する規定、難民の認定等を適正に行うための措置に関する規定及び収容に代わる監理措置等に係る判断の適正等の確保に関する規定を追加すること等

## エ 主な質疑事項

- ①在留特別許可の考慮事項に「子どもの利益」を明記する必要性
- ②弁護士が監理人に就任する場合に守秘義務違反や利益相反が生じるおそれ
- ③送還忌避目的の難民認定申請の誤用・濫用事案に対する本法律案の効果
- ④送還停止効の例外規定が保護すべき外国人に命の危機を生じさせる可能性
- ⑤退去命令制度の罰則の実効性及び退去命令への違反を繰り返し本国への送還を免れる可能性
- ⑥ウクライナ避難民の補完的保護対象者への該当性
- ⑦入管収容施設における医療体制の強化の重要性についての法務大臣の見解
- ⑧本法律案で収容の要否についての司法審査の仕組みや収容期間の上限を設けなかった理由